

令和7年9月30日

長野県阿智村「宿泊税」の新設

長野県阿智村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される阿智村宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長野県阿智村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	阿智村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	阿智村が観光による持続可能な地域づくりを目指し、観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の整備、昼神温泉リニア新時代構想の実現をはじめとする観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約0.6億円
課税免除等	・幼稚園、小学生から大学までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊6,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約192万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 6月20日 阿智村議会にて条例案可決
- ・令和7年 8月21日 総務大臣協議
- ・令和7年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和8年 6月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。